

■国民健康保険料の納付書を送付します

6月中旬に平成22年度の国民健康保険料の納付書(決定通知書)を送付します。

保険料の支払いは、窓口納付や口座振替で納める普通徴収と、年金から天引きされる特別徴収があります。

◆平成22年度の保険料

平成22年度の保険料率は21年度と同じです。賦課限度額は医療保険分が47万円から50万円に、後期高齢者

支援金分が12万円から13万円に変更になりました。

◆保険料の納付は便利な口座振替で

納付書に添付している口座振替依頼書を利用してください。

◆保険料の納付相談

保険料の納付で困っている人は早めに相談してください。分割納付などで計画的に納めましょう。

◆非自発的離職者の保険料軽減制度が始まりました

解雇や倒産などで離職した人の保険料負担などが軽くなる場合があります。

□対象：次のいずれにも該当する人①平成21年3月31日以降に離職②雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれか。

□軽減される保険料：離職日が平成21年3月31日～22年3月30日の人

平成22年度分 平成22年3月31日～23年3月30日の人

平成23年度分 □届出方法：雇用保険受給資格者証を持参して窓口で。

◆保険料の減免

災害に遭ったときや廃業して収入が著しく減少したときなど、特別な事情がある場合は、保険料の所得割についての減免制度があります。

〒本庁 国民健康保険課 ☎426-3281、児島・玉島・水島の各保健福祉センター 国保介護課、真備保健福祉課

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護2号保険分
①所得割額	賦課標準額※ × 7.1%	賦課標準額※ × 2.4%	介護2号該当者の賦課標準額※× 1.8%
②均等割額	23,880円 ×被保険者数	7,920円 ×被保険者数	6,960円×介護2号該当者の被保険者数
③平等割額	1世帯当たり 21,240円	1世帯当たり 6,240円	1世帯当たり 6,600円

①+②+③=平成22年度国民健康保険料

※賦課標準額：国民健康保険の加入者の平成21年中(1月～12月)の総所得などから基礎控除(33万円)を引いた額